

令和5年度
小平市立小平第一小学校
『いじめ防止基本方針』

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること（いじめ防止対策推進法第一条）そして、いじめがどの子にもまた、どの学級にも起こりうることを深く認識し、いじめ防止対策推進法第十三条に基づき、本校の実態に応じ、本校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を以下に定めるものとする。

1 いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第二条に基づく。すなわち、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

3 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの防止

- ①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するように継続した意識啓発に努める。

- ◎いじめに関する授業の実施（年3回：学期1回）
- 週1回の道徳の授業の確実な実施
- 朝の会・帰りの会を活用した心を耕す講話の実施
- 問題を抱えた子どもへの積極的な働きかけ

- ②児童及びその保護者並びに本校教職員に対し、いじめ防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発とその他必要な措置を講ずる。

- ◎全校朝会や学級指導の時間を通して、いじめ防止の重要性等について、児童の意識を高揚させる。
- 学校だより等を通して、いじめ防止の重要性等について、保護者・地域住民の意識を高揚させる。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知する。

- ③児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組む。
- ④警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

⑤学校の内外で発生した児童・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、被害児童・生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等の場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

⑥児童会の議題でいじめ問題を取り上げ、各学級の実態やいじめの未然防止のための方策を話し合わせて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

◎児童会による主体的な取組（いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等）

(2) 早期発見のための措置

①いじめを早急に発見するため、本校に在籍する児童に対するアンケート調査、その他の必要な措置を講ずる。

◎調査時期は、6月・11月・2月の「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年2回以上実施する。

○「いじめ発見チェックシート」を活用するなど、いじめの確実な発見のための指導を月1回実施する。

○校内巡回による児童観察を行う。

②本校に在籍する児童及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係わる相談を行うことのできる体制を整備する。

◎スクールカウンセラーによる第5学年全員の面接の実施。

◎児童、保護者からの相談については、学級担任が窓口になり、学年主任・生活指導主任・副校長・校長に連絡する。

○児童に対する面接の実施。（年1回以上）

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

教職員のいじめ防止等のための対策に関する研修を年3回（7月・12月・3月）実施する。

(4) いじめ防止の対策のための組織

「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して、日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームを活用する。

〔いじめ対策委員会（構成メンバー：6名）〕

校長・副校長・主幹教諭（教務主任・生活指導主任）・養護教諭・スクールカウンセラー

*いじめが確認された場合は、当該児童が在籍する学年主任と担任が入る。

*必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや外部専門家を活用する。

*いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。

*いじめが解消されたと判断した後も日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。

〔学校サポートチーム〕

○学校経営協力者会議○学校保健委員会（学校医）○民生児童委員

○一小地区青少年対策委員会○PTA運営委員会

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、セーフティ教室等で児童・保護者に対し、必要な啓発活動を行う。
- ②児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。
- ③学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

4 いじめが発生した場合の対応

本校は、在籍する児童の保護者等から通報を受けたとき、その他本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無を確認するために次の措置を講ずる。

- 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 被害児童・生徒の保護者に対し、電話連絡や家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことを伝える。また、できる限り被害児童・生徒、保護者の不安を除去し、学校の今後の対応について保護者と合意形成を図る。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童又はその保護者に対する支援を行う。
- いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- 加害児童・生徒の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。

5 重大事態への対処

本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を資するため、速やかに、小平市教育委員会と協議し、組織を設け、次の措置を講ずる。

- 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。